

[補足説明]

(他の法令との関連について)

阪急宝塚山手台地区に於いては、宅地開発事業を適正に誘導し、事業効果の維持増進を図るため、建築物等の規制及び誘導を行い、もって緑に恵まれたゆとりとうるおいのある良好な市街地の形成を図るため、平成10年7月31日宝塚市により「宝塚山手台地区地区計画」(以下「地区計画」という。)が都市計画決定され、その後、順次地区整備計画等の拡大に伴う変更が行われてきている。

従って、本協定は、地区計画に定める下記の諸規制に関しては、重複を避けるものとする。

記

(1) 建築物の用途 (省略)

(2) 建築物の高さ (省略)

(3) 外壁の後退距離 (省略)

(4) 門・塀の形状

イ. 道路境界線に面する垣、柵の構造は、生け垣又はネットフェンス等とし、緑化の妨げとなるコンクリートブロック塀等にしてはならない。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分並びに、天端40センチメートル以下の上記フェンスの基礎石はこの限りではない。

ロ. 設置するネットフェンス等の高さの最高限度は、1.2メートルとする。

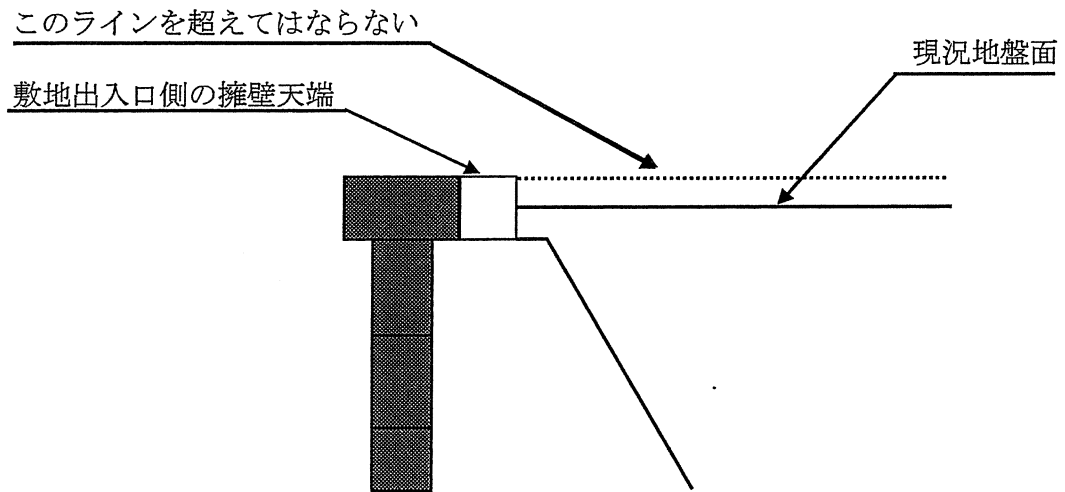
ハ. 別紙 - 区画街路図黄色着色道路(水路を含む)に面して設ける垣、柵は、各区画の植樹帯(別紙植樹帯平面図緑色着色部分)の内側で設置するものとする。

ニ. 門、車庫の扉は開放時に敷地境界線を超えないものとする。

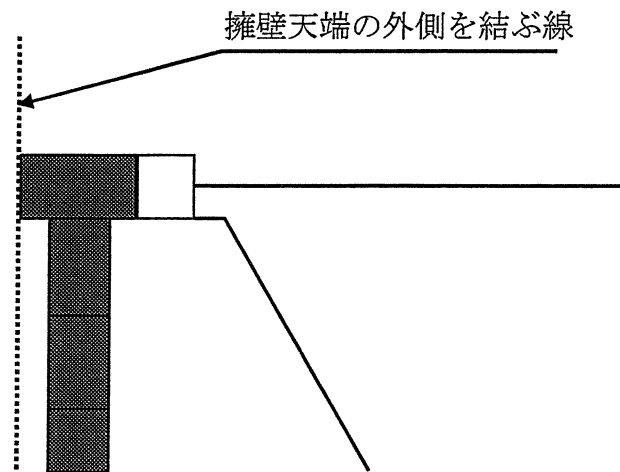
以上

宝塚山手台西建築協定
建築物に関する基準の詳細図

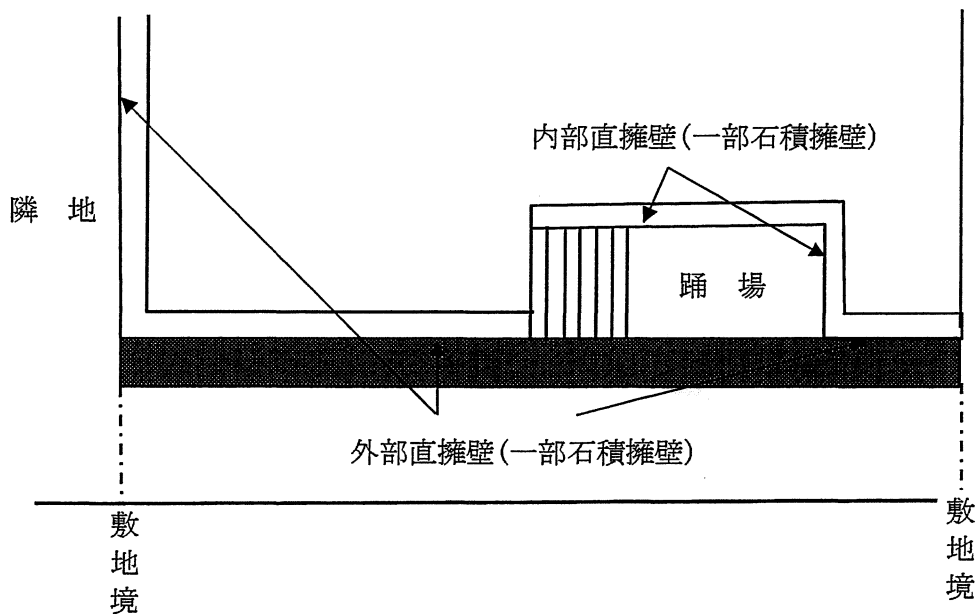
第9条第1項2号「敷地出入口側の擁壁天端を超えない変更」とは



第9条第1項4号「外部直擁壁天端の外側を結ぶ線より道路側にはみ出す」とは



第9条第1項4号「外部直擁壁天端の外側を結ぶ線より道路側にはみ出す」とは



この部分に建築物を設けてはならない

